# 被災者支援に関する各種制度の概要

(令和7年 牧之原市台風15号に伴う竜巻等災害)

# 牧之原市

# (令和7年11月14日現在)

※支援内容は、上記時点のもので、変更等がある場合には、随時更新します。

### 経済・生活面の支援 ~被災後のくらしの状況から支援制度を探す~

被災後の経済・生活状況	活用できる支援制度	ペ	_	ジ	
〇制度支援状況					
	専門家による生活なんでも相談		•		1
	罹災証明・被災届出証明の申請・交付【更新】		•		2
	災害廃棄物の受け入れ(仮置き場)		•		3
-	· 災害ボランティア <mark>【更新】</mark>	•	•		4
-	災害サポート・レンタカーの支援	•	•		5
	無料入浴支援	•	•		6
•	災害見舞金【更新】	•	•	•	7
〇 <u>親や子供等が死亡した</u>					
•	災害弔慰金	•	•	•	8
〇 <u>負傷や疾病による障害が出た</u>	<u> </u>				
•	災害障害見舞金	•	•	•	8
〇 <u>当面の生活資金や生活再建</u> の	D資金が必要				
• 被災	《者生活再建支援金	•	•	•	9
• 災害	『援護資金の貸付 <mark>【追加】</mark>	•	•	•	11
• 生活	5福祉資金制度による貸付	•	•	•	12
(緊	<b>&amp;急小口資金・福祉費(災害援助費))</b>				
• 母子	2父子寡婦福祉資金貸付金 	•	•	•	13
〇子どもの養育・就学を支援し	してほしい				
• 教科	書等の無償給与	•	•	•	14
• 特別	支援学校等への就学奨励事業	•	•	•	14
• 小 •	中学生の就学支援措置	•	•	•	14
• 静岡	県高等学校等奨学給付金(家計急変)	•	•	•	15
• (静岡	3県)教育奨学金の貸与	•	•	•	15
・県立	学校授業料の減免	•	•	•	15
• 静岡	県私立高等学校等就学支援金(家計急変)	•	•	•	15
• 静岡	県私立高等学校等専攻科修学支援金(家計急変)	•	•	•	16
• 静岡	県私立高等学校等授業料減免(家計急変)補助金	•	•	•	16
• 静岡	県私立高等学校等奨学給付金(家計急変)	•	•	•	16
- 国の	教育ローン(災害特例措置)	•	•	•	16
・大学	等授業料等減免措置	•	•	•	17
・高等	教育の修学支援新制度(家計が急変した学生)	•	•	•	17
• 日本	学生支援機構の貸与型奨学金(緊急採用・応急採用)	•	•	•	17
- JASS	0 災害支援金	•	•	•	17
・児童	手当の特例措置	•	•	•	18
▪児童	扶養手当の特例措置	•	•	•	19
• 保育	料の減免	•	•	•	20

#### 〇生活必需品を支援してほしい

・被服、寝具、その他生活必需品等の給与について・・・21

## 経済・生活面の支援 ~被災後のくらしの状況から支援制度を探す~

被災後の経済・	・生活状況	活用できる支援制度	<b>~</b> —;	ジ
〇税金や保険料	斗等の軽減や	·支払猶予等をしてほしい		
	• <b>1</b>	固人住民税の減免		22
	• <u>[</u>	固定資産税の減免		23
	- [	国民健康保険税の減免		24
	- [	国民健康保険の医療費の一部負担金減免等		26
	• <b>í</b>	<b>後期高齢者医療保険料の減免</b>		27
	• 1	介護保険料の減免		30
	• 1	介護保険サービス利用料の減免		31
	- [	国民年金保険料の免除		32
	<b>-</b> [3	章害福祉サービス等の利用者負担金の減免		32
	• <u>}</u>	<b>屚水に伴う水道料金の減免</b>		33
	• [	国税の特別措置		34
	• [	自動車税種別割の減免		36
	- (	軽)自動車税環境性能割の減免		37
		マイナンバーカード等の再交付手数料の免除		38
	- 1	主民票等の交付手数料の免除		38
	• <b>#</b>	<b>党証明書の手数料の免除</b>		39
	- 1	NHK受信料の免除		40
	• 5	大規模災害による旅券手数料の減免		41
	- <u>4</u>	分失・破損等した図書館資料の弁償免除		42

# 住まいの確保・再建のための支援

# ~住まいの被災状況と再建の意向から支援制度を探す~

再建の意向	活用できる支援制度	^	<b>%</b> -	-3	ジ
〇住まいを建て替え・取得した	<u>たい</u>				
	(独立行政法人受託金融支援機構の融資)				
	• 災害復興住宅融資(建設)			•	43
	<ul><li>災害復興住宅融資(購入)</li></ul>			•	44
	• 災害復興住宅融資(補修)				45
	・住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	•	•	•	46
〇住まいを補修したい					
<u> </u>	(災害支援資金等の貸付)				
	・生活福祉資金制度による貸付				47
	(福祉費(住宅補修費))				
	• 母子父子寡婦福祉資金貸付金	•	•	-	47
○賃貸住宅に移転したい					
ORRE DICIPACIEN	<ul><li>賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)</li></ul>				48
	・公営住宅への入居				49
〇土砂・家屋等を撤去したい					
	・障害物の撤去			•	49
	• 公費解体制度			•	50
○応急的に住宅を修理したい					
	・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修	理	•	•	51
	(ブルーシートの展張)				
	・住宅の応急修理				
	(日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	•	•		51

・解決に役立つ法制度や窓口の案内

ONHKふれあいセンター

〇消費生活相談

#### 中小企業・自営業への支援 ~事業再建のための支援制度を探す~

· · · 58

· · · 58

被災後の事業の状況 活用できる支援制度	ページ
〇農林漁業の再建資金が必要【農林漁業者】	
- 農地利用効率化等支援交付金	• • • 52
・(株)日本政策金融公庫による資金貸付	• • • 52
〇中小企業等の再建資金が必要【中小企業・小規模事業】	
・臨時まきサポ相談会	• • • 53
・災害相談窓口の設置	• • • 53
・小規模事業者経営改善資金(マル経融資)	• • • 53
・中小企業向け県制度融資「中小企業災害対策」の関	実施・・・54
・災害復旧貸付等の実施	• • • 54
・セーフティネット保証4号の適用	• • • 55
・小規模企業共済災害時貸付の適用	• • • 56
相談窓口 ~相談窓口を探す~	
相談窓口名・相談内容等	ページ
〇 <u>こころの健康相談</u>	
・不安、悩みなどのこころの健康相談	57
〇法的トラブル解決のための総合案内所 (法テラス)	

・放送受信料やNHKのテレビ、ラジオなど受信に関する技術的な相談・・・58

・地方公共団体が設置している身近な消費生活相談窓口の案内

制度の名称	専門家による生活なんでも相談
支援の種類	サービス等
制度の内容	●被災した家の修理や解体について、今後の生活再建について等の相談に専門家が応じています。 「どんな支援策があるか知りたい」、「困っていることがあるが、どこに相談したらよいか分からない」など、被災者からの相談に応じるとともに被災者に不足しがちな各種支援策の情報を提供しています。 ・罹災、被災届出証明の交付 ・専門家による相談・生活再建申請 ・住宅相談 ・応急修理申請 など
	●開設場所・時間 ※当相談窓口は、11月15日(土)をもって終了 今後、生活再建のご相談がある場合は、お問合せ先の静岡県災害対策 士業連絡会(静岡県弁護士会)にご連絡ください。
活用できる方	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等で被災された方
お問い合わせ	静岡県災害対策士業連絡会 静岡県弁護士会 <b>2</b> :054-204-1999 社会福祉課 <b>2</b> :0548-23-0070

制度の名称	罹災証明・被災届出証明の申請・交付 【更新】
支援の種類	証明
制度の内容	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等で被災された場合、各種被災者 支援策の手続きのために、災害対策基本法に基づき住家の罹災証明交 付申請や住家以外の被災届出証明交付申請を受け付けています。
	●証明書の申請・交付場所 場 所:社会福祉課(牧之原市総合健康福祉センター「さざんか」1階) 住 所:牧之原市静波 991番地1 受付日:毎週月曜日から土曜日まで
	<ul> <li>※ただし、祝日を除く。</li> <li>※11月25日(火)より毎週月曜日から金曜日に変更</li> <li>受付時間:午前10時から午後4時(正午~午後1時までは窓口休止)</li> <li>持物:①身分証</li> <li>②被害状況が確認できる写真</li> <li>※現像は必須ではありません。スマートフォン等の画像データのままご持参ください。</li> </ul>
	●証明書交付は、家屋の被害程度を記載した「罹災証明書」を順次発行しています。住家以外の家屋や家財などは「被災届出証明書」として順次発行しています。
	<ul> <li>(再掲)専門家による生活なんでも相談</li> <li>●開設場所・時間 ※当相談窓口は、11月15日(土)をもって終了 今後、生活再建のご相談がある場合は、お問合せ先の静岡県災害対策 士業連絡会(静岡県弁護士会)にご連絡ください。</li> </ul>
活用できる方	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等で被災された方
お問い合わせ	社会福祉課 23-0070

制度の名称	災害廃棄物の受け入れ(仮置き場)
支援の種類	サービス等
制度の内容	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等による災害廃棄物は、以下の仮置場で受け入れています
	●受入場所・時間
	場 所:ミニストップ牧之原インター店様東側の空き地 (牧之原市 IC 北側整備事務所 (東萩間 2595-11) 付近) 受入時間:休日(土・日)午前9時から正午 午後1時から4時 ※土・日曜日のみの受け入れとなります。平日は、清掃センター(さんあーる)とリサイクルセンターで受け入れます(ただし、瓦やスレート、コンクリートブロックは搬入できません)。 ※搬入の際は、廃棄物を必ず分別してください。
	<ul> <li>※仮置き場での災害廃棄物の受け入れは、<u>令和7年10月26日で終了</u>。</li> <li>※清掃センター(さんあーる)とリサイクルセンターでは、引き続き、災害廃棄物を受け入れています。</li> <li>(平日に加え、第1・第3土曜日*1と第2・第4日曜日*2も受け入れます)・受け入れ日時や分別方法などを、搬入前に必ず市のホームページ等でご確認ください。</li> <li>*1:受け入れ時間は、午前8時30分~正午*2:受け入れ時間は、午前8時30分~正午と午後1時~午後3時</li> </ul>
活用できる方	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等で被災された方
お問い合わせ	環境課 2 : 0548-53-2609

制度の名称	災害ボランティア【更新】		
支援の種類	災害ボランティア		
制度の内容	●被災された方々の支援のため、家屋の片づけ・清掃などの支援活動を		
	行っていただいております。		
	●牧之原市災害ボランティアセンター		
	場所:牧之原市社会福祉協議会榛原事務所		
	(牧之原市静波 172 番地1)		
	※詳細は、災害ボランティアセンターホームページを御確認ください。		
	●災害ボランティア派遣を希望される方		
	支援内容: 瓦礫の撤去や家財の片付けや運搬等		
	※専門的な技術を要することや危険を伴う活動などの要望にお応えで		
	きない場合があることをご了承ください。		
	派遣のご依頼は、下記までご連絡いただき、お申込みください。		
	受付時間:午前9時~午後4時		
	受付電話:080-5813-6136(ボランティア活動用)		
	●11月10日以降は第2・第4日曜日のみ活動		
活用できる方	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等で被災されボランティアによる		
	住居のあと片付けなどをご希望される方		
お問い合わせ	牧之原市社会福祉協議会榛原事務所		
	雹: 0548-22-5187(牧之原市社会福祉協議会榛原事務所)		
	☎:080-5813-6136(ボランティア活動用)		

制度の名称	災害サポート・レンタカーの支援
支援の種類	サービス等
制度の内容	●「災害サポート・レンタカー」とは、被災された方や支援活動を行う
	団体を対象に、(一社)日本カーシェアリング協会が実施する、車の無
	償貸出支援です。
	●9月19日から、本市に臨時拠点を設置し、貸出支援を実施していま
	す。
	【場所】①牧之原臨時拠点(牧之原市社会福祉協議会 榛原事務所)
	(牧之原市静波 172 番地 1 老人福祉センター龍眼荘内)
	②日本カーシェアリング協会静岡支部
	(静岡県富士市岩淵 751 番地 1)
	【貸出時間】午前10時から午後4時
	【定休日】不定休
	※スタッフは常駐していないため御用のある場合は予め
	ご連絡をお願いします。
	【期 間】令和7年9月19日から令和7年12月25日まで
	※変更になる場合あり <b>ロカル</b>
	【内 容】(短期)軽トラック・
	(長期)(軽・普通)乗用車 ■路路・
	【貸出期間】軽トラック 最長3日間(支援期間中何度でも利用可)
	(軽・普通)乗用車 最長1か月間(支援期間中更新可)
	【貸出条件】①免許証のご提示
	②携帯電話の所有
	③被災が証明できるものの提示(被災・罹災証明や被災状況
	の写真など) 【申込み】
	「車の無料貸出支援が牧之原市内で始まりました。詳しくはこちらホー
	ムページをご覧ください。
	https://www.japan-csa.org/blog/archives/10867
	neeps-// www. Japan esa. org/ brog/ arenives/ 10001
活用できる方	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等で被災された方、支援活動を行
	う団体
お問い合わせ	日本カーシェアリング協会
	<b>2</b> : 080-9634-3460 もしくは 070-1148-8553
	(9時30分から午後4時)※土・日・祝日 休み

制度の名称	無料入浴支援
支援の種類	サービス等
制度の内容	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等により、被災され入浴が困難な 方が無料で利用できます。
	【対 象 者】・避難所で生活をされている方 ・自宅の入浴施設が被災するなどして入浴ができない方
	【内 容】入浴料金が無料です。※タオル等は自己負担になります。
	【利用期間】令和7年12月30日(火)まで(終了)
	【実施施設】
	場 所:さがら子生れ温泉会館(牧之原市西萩間672番地1)
	営業時間:午前 10 時から午後 9 時
	※定休日 第2火曜日
活用できる方	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等で被災された方で
	・避難所で生活をされている方
	・自宅の入浴施設が被災するなどして入浴ができない方
お問い合わせ	観光課 25:0548-53-2623

制度の名称	災害見舞金【更新】		
支援の種類	給付		
制度の内容	す。 【対象者】	り被害に遭われた方にジ 半壊以上の「罹災証明」 以上の治療を要する方	
	見舞金の申請区分	罹災証明の判定結果	支給額
	全壊	全壊	10 万円
	半壊	大規模半壊、中規模半 壊、半壊	5 万円
	負傷により1か月以 上の治療を要すると き		1人あたり3万円
	住 所:牧之原市静波 受付日:毎週月曜日か ※11月25日 受付時間:午前10時か 【必要書類】①申請書部 ②振込名義の ・会をあることが	から土曜日まで 記日を除く。 (火)より毎週月曜日から午後4時(正午~午後 意請求書 引書(写) 1座の通帳又はキャッショ	ら金曜日に変更 1時までは窓口休止) ユカードの写し(世帯 竜巻等による負傷であ れているもの
	今後、生活再建のご相	舌なんでも相談 <mark>≦相談窓口は、11 月 15 日</mark> ∃談がある場合は、お問台 ⇒護士会)にご連絡くださ	合せ先の静岡県災害対策
活用できる方	<ul><li>●災害により住家が「全</li><li>●災害による負傷により</li></ul>	È壊」又は「半壊」された 、1か月以上の治療を関	
お問い合わせ	社会福祉課 20:0	0548-23-0070	

制度の名称	災害弔慰金
支援の種類	給付
制度の内容	●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関
	する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。
	●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。
	・生計維持者が死亡した場合:市町村条例で定める額(500万円以下)を
	支給
	・その他の者が死亡した場合:市町村条例で定める額(250万円以下)を
	支給
活用できる方	●災害により死亡した方のご遺族です。
	【ご遺族の範囲】
	ア 配偶者、子、父母、孫、祖父母
	イ 上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹(死亡した者の死亡当
	時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る)
	※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上
	滅失した災害等です。
お問い合わせ	社会福祉課 23-0070

制度の名称	《《中陸中日無人
制度の名称	災害障害見舞金
支援の種類	給付
制度の内容	●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害
	弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。
	●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。
	・生計維持者が重度の障害を受けた場合:市町村条例で定める額
	(250 万円) を支給
	・その他の者が重度の障害を受けた場合:市町村条例で定める額
	(125 万円)を支給
活用できる方	●災害により以下のような重い障害を受けた方です。
	1 両眼が失明した人
	2 咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃した人
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する
	人
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人
	5 両上肢をひじ関節以上で失った人
	6 両上肢の用を全廃した人
	7 両下肢をひざ関節以上で失った人
	8 両下肢の用を全廃した人
	9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の
	程度が前各項目と同程度以上と認められる人
お問い合わせ	社会福祉課 23-0072
お問い合わせ	9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の 程度が前各項目と同程度以上と認められる人

制度の名称	被災者生活再	建支援金			
支援の種類	給付				
制度の内容	●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受				
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	けた世帯に対して支援金を支給します。				
	●支給額は、次のとおりです。				
	● 文 和 領 は 、				
	区分	基礎支援金		算支援金 200 万円	合計 300 万円
			達成	(150 万円)	(225 万円)
	全壊	100 万円		100 万円	200 万円
	解体	(75 万円)	補修	(75 万円)	(150 万円)
	長期避難	(10 )3   1)		50 万円	150 万円
			賃借	(37.5万円)	(112.5万円)
			建設	200 万円	250 万円
		50 <del></del>	購入	(150 万円)	(187.5万円)
		50 万円	+= 1/4	100 万円	150 万円
	大規模半壊	(37.5万円)	補修	(75 万円)	(112.5万円)
			<b>佳</b> .	50 万円	100 万円
			賃借	(37.5万円)	(75 万円)
			建設	100 万円	100 万円
			購入	(75 万円)	(75 万円)
	    中規模半壊	_	補修	50 万円	50 万円
	1 /9612(1 93)	(37. 8	(37.5万円)	(37.5 万円)	
			賃借	25 万円	25 万円
	\•/			(18.75 万円)	(18.75 万円)
		す世帯の金額に	.なりよす。		
	●申請書類	== /// == nn <del>==</del>			7 +(x)
				世帯全員・続柄言	., .,
				補修、賃借の契約	
				るもの)が必要に	, ,
	※その他、	申請書等の必要	要書類は個別	別にご案内します	r <sub>o</sub>
	●申請期間				
	基礎支援金	: 災害発生日7	から 13 か月	以内	
	加算支援金	: 災害発生日7	から 37 か月	以内	
活用できる方	●制度の対象	となる自然災害	害は、10世	帯以上の住宅全場	裏被害が発生した
	市町村等				
	●制度の対象	となる被災世界	帯は、以下の	のとおりです。	
		「全壊」したも		_ , , , , ,	
	_ , _			要害が生じ その	)住宅をやむを得
	ず解体し		ロ <i>マン月</i> 人と白(〜1)/	~п « <u>т</u> о , с «	
			4抽 「+++	掛水博」カル「-	大規模半壊」の罹
	災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、その ままにしておくと非常に危険である場合や修理に高額な費用が生				
	じる場合	台等、災害起因	目のやむを行	导ない理由により	)解体した場合が

	対象となります。
	なお、罹災判定を受けた住宅の一部解体は対象外であり、すべて
	解体(全部解体)しなければ対象となりません。
	解体を予定している方は、事前にご相談ください。
	③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間
	継続している世帯
	④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難
	な世帯(大規模半壊世帯)
	⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困
	難な世帯(中規模半壊世帯)
	●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、
	他人に貸している物件などは対象になりません。
お問い合わせ	
MOINT IN G	社会福祉課 23-0070

制度の名称	災害援護資金の貸	i付【追加】				
支援の種類	貸付(融資)					
制度の内容	●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰					
	金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付					
	けます。					
	●申込期限 令和	●申込期限 令和8年1月5日(月曜日)まで				
		D世帯主に1か月以上の負傷がある場	<u>۸</u>			
		ア 当該負傷のみ	150 万円			
		イ 家財の3分の1以上の損害	250 万円			
		ウ 住居の半壊	270 万円			
		- A-D o A III	(350 万円)			
	代/四座類 (6	工住居の全壊	350 万円			
	貸付限度額   ②	②世帯主に1か月以上の負傷がない場↑ 「ア 家財の3分の1以上の損害	150 万円			
		イ 住居の半壊	170 万円			
			(250 万円)			
		ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	250 万円			
			(350 万円)			
		エ 住居の全体の滅失又は流失	350 万円			
	貸付利率 年	F1.5%(据置期間及び保証人を立てる	場合は無利子)			
	据置期間 3	3年間				
	償還期間 1	0 年間(据置期間を含む)				
	償還方法 年	F賦・半年賦・月賦				
	( )内は、被災	した住居を立て直す際に、住居の残存部分	を取り壊さざるを得			
	ない等の特別の事	4情がある場合の限度額				
活用できる方	●以下のいずれか	の被害を受けた世帯の世帯主が対象で	です。			
	1 世帯主が災害	により負傷し、その療養に要する期間	が概ね1か月以上			
	2 家財の1/3以	人上の損害				
	3 住居の半壊又	(は全壊・流出				
	●所得制限があり	ます。表の額以下の場合が対象です。				
	世帯人員	市町村民税における前年の総	<b>听得金額</b>			
	1人	220 万円				
	2 人	430 万円				
	3人	620 万円				
	4人	730 万円				
	5人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を	<u></u> ど加えた額			
		ぶ滅失した場合は 1,270 万円				
お問い合わせ	社会福祉課	<b>3</b> : 0548-23-0070				

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付(緊急小口資金・福祉費(災害援護費))
支援の種類	貸付(融資)
制度の内容	<ul> <li>●生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。</li> <li>●生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用(緊急小口資金)」や「災害を受けたことにより臨時に必要となる費用(福祉費(災害援護費))」についての貸付があります。それぞれの貸付限度額等は次のとおりです。</li> <li>■緊急小口資金</li> </ul>
	貸付限度額 10 万円以内
	貸付利率 無利子
	据置期間 貸付けの日から2月以内
	償還期間 据置期間経過後 12 月以内
	■福祉費(災害援護費)
	貸付限度額 150 万円(目安)
	貸付利率 連帯保証人を立てた場合:無利子 連帯保証人を立てない場合:年1.5%
	据置期間 貸付けの日から6月以内
	償還期間 据置期間経過後7年以内(目安)
	<ul><li>●なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例 措置を実施することがあります。</li><li>●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、都道府県社会福祉協議会又はお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。</li></ul>
活用できる方	<ul><li>●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯</li><li>●福祉費(災害援護費)については、災害弔慰金の支給等に関する法律の 災害援護資金の対象となる世帯は適用除外</li></ul>
お問い合わせ	<ul><li>牧之原市社会福祉協議会 ☎:0548-52-3500</li><li>静岡県社会福祉協議会 ☎:054-254-5244</li></ul>

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金
支援の種類	貸付(融資)
制度の内容	●母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経
	済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもので
	す。
	●災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償
	還金の支払猶予などの特例措置を講じます。
活用できる方	●母子福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象です。)
	1 母子家庭の母(配偶者のない女子で現に児童を扶養している方)
	2 母子・父子福祉団体(法人)
	3 父母のいない児童(20 歳未満)
	●父子福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象です。)
	1 父子家庭の父(配偶者のない男子で現に児童を扶養している方)
	2 母子・父子福祉団体(法人)
	3 父母のいない児童(20歳未満)
	●寡婦福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象です。)
	1 寡婦(かつて母子家庭の母であった方)
	2 40 歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以
	外の方
お問い合わせ	子ども子育て課 23-0071

制度の名称	教科書等の無償給与
支援の種類	現物支給
制度の内容	●災害救助法に基づき、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、
	教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。
活用できる方	●災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒(特別支援学校、養護学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む)が対象です。 ●学用品類は原則 15 日以内、教科書は原則1か月以内の申請が必要です。
お問い合わせ	(高校生分)静岡県義務教育課 221-2758
	(小中学生分)市学校教育課 2548-53-2645

制度の名称	特別支援学校等への就学奨励事業
支援の種類	給付・還付、現物支給・現物貸与
制度の内容	●災害等により、特別支援学校又は特別支援学級への就学が経済的に困
	難となった児童又は生徒の保護者を対象に、就学に必要な通学費、学
	用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助します。
活用できる方	●災害等により、家計維持者が離職・休職するなど、経済的な理由によ
	って就学が困難となった特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者
	が対象です。
お問い合わせ	(小中学生分)市教育総務課 25:0548-53-2642
	(特別支援学校分)在籍する各特別支援学校

制度の名称	小・中学生の就学援助措置
支援の種類	給付・還付
制度の内容	●災害等により経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者
	を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動
	費、学校給食費等を援助します。
活用できる方	●災害等により、家計維持者が離職・休職するなど、経済的な理由によ
	って就学が困難となった児童・生徒の保護者。なお、避難をされてい
	る方も、この制度を活用することができます。
お問い合わせ	(高校生分)静岡県義務教育課 221-2758
	(小中学生分)市教育総務課 2548-53-2642

制度の名称	静岡県高等学校等奨学給付金(家計急変)
支援の種類	給付
制度の内容	●住民税非課税相当の世帯に対し、奨学給付金(家計急変)を給付します。
活用できる方	●保護者の失職又は収入の減少等により年間収入見込額が住民税非課税
	相当まで減少が見込まれる方が対象です。
お問い合わせ	在籍する高等学校

制度の名称	(静岡県)教育奨学金の貸与
支援の種類	貸付
制度の内容	●経済的に修学が困難な高校生に対し、教育奨学金(教育資金)を貸与し
	ます。
活用できる方	●保護者の失職又は収入の減少等により経済的に修学が困難と認められ
	る方が対象です。
お問い合わせ	在籍する高等学校

制度の名称	県立学校授業料の減免
支援の種類	減免
制度の内容	●天災、火災その他災害により著しく損害を受けた者の県立学校授業料
	を減免します。
活用できる方	●現に居住する住居が半壊・半焼・床上浸水などの被害を受けた方が対
	象です。
お問い合わせ	在籍する高等学校

制度の名称	静岡県私立高等学校等就学支援金(家計急変)
支援の種類	減免
制度の内容	●天災、火災その他災害など、自己の責めに帰することのできない理由
	による離職などにより、従前得ていた収入を得ることができない場合
	に、授業料の一部を減免します。
活用できる方	●生徒の保護者等が、被災による就業困難等で収入が一定基準以下に減
	少した方が対象です。
お問い合わせ	静岡県私学振興課 ② : 052-221-2065

制度の名称	静岡県私立高等学校等専攻科修学支援金(家計急変)
支援の種類	減免
制度の内容	●天災、火災その他災害など、自己の責めに帰することのできない理由
	による離職などにより、従前得ていた収入を得ることができない場合
	に、授業料の一部を減免します。
活用できる方	●生徒の生計維持者等で、被災による就業困難等で収入が一定基準以下
	に減少した方が対象です。
お問い合わせ	静岡県私学振興課 2052-221-2065

制度の名称	静岡県私立高等学校等授業料減免(家計急変)補助金
支援の種類	減免
制度の内容	●天災、火災その他災害など、自己の責めに帰することのできない理由
	による離職などにより、授業料の納付が困難となった者に係る授業料
	の一部を減免します。
活用できる方	●児童・生徒の保護者等が、被災による就業困難等で収入が一定基準以
	下に減少した方が対象です。
お問い合わせ	静岡県私学振興課 2052-221-2065

制度の名称	静岡県私立高等学校等奨学給付金(家計急変)
支援の種類	給付
制度の内容	●天災、火災その他災害など、自己の責めに帰することのできない理由
	による離職などの家計急変によって保護者等の年間収入見込額が住民
	税非課税相当の所得水準まで減少すると見込まれる世帯を対象に、授
	業料以外の教育に必要な経費を支援するため給付金を支給します。
活用できる方	●保護者の失職又は収入の減少等により年間収入見込額が住民税非課税
	相当まで減少する見込ませる世帯の方が対象です。
お問い合わせ	静岡県私学振興課 2052-221-2065

制度の名称	国の教育ローン(災害特例措置)
支援の種類	貸付(融資)
制度の内容	●入学資金・在学資金等の教育資金を融資するものです。
	災害特例措置により年収(所得)制限が一部緩和されています。
	※詳しくは、株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。
活用できる方	●世帯の年収(所得)に関する上限額の設定(所得制限)あり
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター
	置:0570-008656 又は 03-5321-8656

制度の名称	大学等授業料等減免措置
支援の種類	減免・猶予(延長・金利の引き下げ含む)
制度の内容	●災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な
	学生を対象に、各学校(大学、短期大学、大学院、高等専門学校)にお
	いて授業料等の減額、免除を行います。
	※具体的な基準や減免額などは、学校ごとに異なります。
活用できる方	●各大学等において、減免等を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	在籍する各学校(授業料担当窓口)

制度の名称	高等教育の修学支援新制度(家計が急変した学生)
支援の種類	減免・給付
制度の内容	●住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に, 学生生活に必要な生
	活費等をカバーする給付型奨学金と授業料等減免による支援を行う制
	度です。
活用できる方	●通常は、前年度の課税標準額により審査を行いますが、災害等の影響
	で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査し、所
	得要件等を満たした方が対象です。
お問い合わせ	給付型奨学金について、在籍する各学校(奨学金担当窓口)
	又は日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301
	授業料等減免について、在籍する各学校(授業料担当窓口)

制度の名称	日本学生支援機構の貸与型奨学金(緊急採用・応急採用)
支援の種類	貸与
制度の内容	●災害等により、家計が急変した学生・生徒に対して、奨学金の貸与を
	実施します。
活用できる方	●大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校(専門課程)の学生・
	生徒
お問い合わせ	在籍する各学校(奨学金担当窓口)

制度の名称	JASSO 災害支援金
支援の種類	給付
制度の内容	●災害等により、学生・生徒又はその生計維持者の居住する住宅に、半
	壊(半流出・半埋没及び半焼失を含む)以上の被害を受けたり、床上浸
	水となったり、自治体からの避難勧告が1か月以上続いた学生・生徒
	に対して、支援金(10万円)を支給します。
活用できる方	●日本国内の大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校(専門課
	程)の学生・生徒
お問い合わせ	在籍する各学校(JASSO 災害支援金担当窓口)

制度の名称	児童手当の特例措置
支援の種類	給付
制度の内容	●被災により、認定請求等の届出が遅れた場合
	児童手当の認定請求等については、事実の発生した日(例えば出生の場
	合は出生日)の翌日から 15 日以内に手続きすることで、事実の発生し
	た日の翌月分から支給されます。
	●被災された場合などやむを得ない理由により、届出が遅れた場合は、
	遡って認定することが可能です。
	また、請求書等に添えなければならない書類を省略、又はこれに代わ
	る他の書類を添えて提出することができます。
	・必要書類については、災害の程度によって個別に対応します。
	・罹災証明書の提出が必要な場合があります。
活用できる方	●出生や転入など児童手当の認定請求の届出をされる上記に該当する方
お問い合わせ	子ども子育て課 ② : 0548-23-0071

制度の名称	児童扶養手当の特例措置
支援の種類	給付
制度の内容	●被災により、認定請求等が遅れた場合
	児童扶養手当は、原則として請求の翌月分からの支給開始になります。
	自然災害(風水害等)などやむを得ない事情により届出が遅れた場合、
	当該事由が生じた日から14日以内に児童扶養手当被災状況書を提出す
	ることで、被害が発生した月の翌月から手当を支給します。
	<対象者>
	災害により認定請求書、額改定通知書等の提出が遅れた方。
	<必要書類>
	罹災証明書
	●住宅・家財等が2分の1以上被災された場合
	所得制限を一時的に解除し、全額支給になる特例措置が受けられる場
	合があります。
	<対象者>
	児童扶養手当が一部支給停止又は、全部支給停止の方や、これから
	認定請求する方で、災害により住宅等の2分の1以上被災された方
	該当される場合は、担当課までお申し出ください。
	<必要書類>
	・児童扶養手当被災状況書(市役所にあります)
	・罹災証明書
	・児童扶養手当証書
	・その他の必要書類(個々の事情により異なります)
	<注意事項>
	・全部支給の方は対象外です。(手当額の上乗せではありません)
	・被害金額には保険等で補てんされた額は含みません。
	・災害による損害を雑損控除として確定申告する必要があります。
	・確定申告後、被災した年の所得が全部支給限度額以上であった場
	合は、特例措置の対象となった手当の全部又は一部を後日返還
	することとなります。
活用できる方	●児童扶養手当受給者又はこれから認定請求される上記に該当する方
お問い合わせ	子ども子育て課 20548-23-0071

制度の名称	保育料の減免
支援の種類	減免
制度の内容	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等により被害を受け、下記の基準に該当される世帯は、保育料の減免措置を受けることができます。 (制度内容) 1 対象者 市が保育料を決定している保育所等に入所する0~2歳児の利用者 負担金を負担している世帯のうち、以下の要件に該当する世帯 (1)居住する住家が全壊の世帯 (罹災証明書上の「住家の被害の程度」が「全壊」の世帯) (2)居住する住家が半壊の世帯
	(罹災証明書上の「住家の被害の程度」が「大規模半壊」、「中規模 半壊」、「半壊」のいずれかの世帯) 2 減免の内容等
	被害の程度 減免の割合 減免の期間
	全壊の世帯     全部       令和7年9月分から 令和8年8月分まで
	半壊の世帯 2分の1
	3 申請書類 ・減免申請書 ・罹災証明書 (コピー可)  <申請受付> 令和7年10月17日(金) ~ 令和8年3月31日(火)
活用できる方	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等により被害を受けた世帯
お問い合わせ	子ども子育て課  ②: 0548-23-0075

制度の名称	被服、寝具、その他生活必需品等の給与について
支援の種類	物資支給
制度の内容	●住まいや生活必需品が被害を受け、直ちに日常生活を営むことが困難 な皆さまの生活を支援するため、生活必需品の給与事業を行います。
	【申請期間】 令和7年 11 月4日(火)まで ※土日、祝日も受付
	【申請場所】 市民課(榛原庁舎2階) 受付時間:午前9時~午後4時(正午~午後1時までは窓口休止)
	【必要書類等】 (1) 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) (2) 罹災証明書(写しでも可) (3) 生活必需品等の給与に係る支給申請書 (4) 日常生活を営むことが困難であることの申立書(被害を受けたことがわかる写真があれば添付)
	※住家に半壊以上の被害を受け、罹災証明書の交付を受けた世帯に、 上記の(3)(4)を同封した御案内をお送りしています。 罹災証明書未交付又はご案内が10月24日までに届かない世帯はお 問い合わせください。
	【お渡し日時等】 令和7年11月23日(日)、11月24日(月) 場所:市民課(榛原庁舎2階)午前9時~午後4時 持物:本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) ※原則、手渡しとなりますが、車のない方等で配送を希望される場合 は、申請時にご相談ください。
活用できる方	●次のいずれにもあてはまる世帯が対象です。 ・住家が「半壊」以上の被害を受けた世帯 ・被服・寝具・日用品などの生活必需品に被害を受けた世帯
お問い合わせ	市民課 23-0021

制度の名称	個人住民税(市県民税)の減免			
支援の種類	減免			
制度の内容	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等により所得が減少し生活が著し			
	く困難となった方は、令和7	7年度の個人住民税の	減免措置を受けるこ	
	とができます。			
	●令和7年度の個人住民税が漏	<b>対免される割合は、以</b>	下のとおりです。	
	軽洞	域割合又は免除		
	減少割合	前年の合計所得金	前年の合計所得金	
		額の100分の80以	額の100分の70以	
	前年度の所得金額	上	上 100 分の 80 未満	
	100 万円以下	免除	100 分の 80 以内	
	100 万円を超え 200 万円以下	100 分の 80 以内	100 分の 60 以内	
	200 万円を超え 300 万円以下	100 分の 60 以内	100分の40以内	
	300 万円を超え 400 万円以下	100 分の 40 以内	100 分の 20 以内	
	<対象となる税額>			
	【9月5日以降に納期を迎える個人市県民税】			
	・公的年金特別徴収…10月分~令和8年2月分			
	・普通徴収…令和7年度第3期分、第4期分			
	※既に納めている場合は還付となります。			
	<申請受付>			
	令和7年9月20日(土)~ 令和8年3月31日(火)			
	<b>ノカギ)、ソエル、井塚</b> 、			
	<申請に必要な書類>			
	・減免申請書			
	・り災証明書(写しでも可)			
	・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)			
	・収入状況等申告書 ・損失額がわかる書類(修理見積書など)			
活用できる方	●令和7年9月5日の台風に作		- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	
111/11 ( C. 9/1)	しく困難となった納税義務者		丙州吸少 し工伯州省	
お問い合わせ	税務課 23-0035			

制度の名称	固定資産税の減免
支援の種類	減免
制度の内容	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等により、それぞれの資産区分の 損害の程度に応じて、9月5日以降に納期限が到来する令和7年度の 固定資産税の税額を減免します。
	【家屋の損害がある場合】 <u>減免申請書の提出は不要</u> です。すでに減免申請書を提出いただいた方についても、以下のとおり減免を行います。 (1)住家の場合 ・罹災証明書の情報をもとに減免します。 (2)住家以外の場合(車庫・倉庫・事務所など) ・被災届出証明書の情報をもとに減免します。 ・損害状況が写真等では判断できない場合、損害の詳細についてお尋ねさせていただくことがあります。また、必要に応じて税務課が現地調査を行う場合があります。被災届出証明交付申請の際に記入いただいたご連絡先に連絡させていただきますので、ご協力をお願いします。
	【償却資産の損害がある場合】     11 月末に発送する「令和8年度償却資産申告書類」に同封する減免申請書及び償却資産種類別明細書(減少資産用)を提出してください。     <対象となる税額>     【9月5日以降に納期を迎える令和7年度分の固定資産税】・第3期(納期限:令和8年1月5日)以降の税額     <提出期限>
	• 償却資産: 令和7年12月19日(金)
活用できる方	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等により、所有する固定資産に被害を受けた納税義務者
お問い合わせ	税務課 23-0035

制度の名称	国民健康保険税の減免					
支援の種類	減免					
制度の内容	より、下記の基準に該当され					
	牧之原市国民健康保険の加入世帯は、9月	5日以降に納期限が到来す				
	令和7年度の国民健康保険税の減免措置を	を受けることができます。洞				
	される割合は、以下のとおりです。					
	(1)人的被害に対する減免					
	被害の程度	減額・免除措置の割合				
	主たる生計維持者が死亡した世帯					
	主たる生計維持者が1か月以上の治療を要す	つる 全部				
	重篤な傷病を負った世帯					
	(2)住家の損害に対する減免					
	損害の程度 全壊 大規模半	壊 中規模半壊 半壊				
	減免の割合全部	2分の1				
	※損害の程度・・・罹災証明書の被害程度に	こより判定				
	下記、(3)又は(4)に該当する場合は担	当にお問い合わせください				
	(2)より減免の割合が高い場合があります	(総所得金額等による)。				
	(3) 生活に通常必要な資産又は事業の用に	こ供する資産 (土地を除く)				
	損害に対する減免					
	下記の条件のどちらにも該当する世帯	kr. M 기 ) 이번 호텔라고 중 )]				
		・損害金額(保険金等で補てんされる金額を除く)がその損害を受けた				
	資産の価格の20%以上					
	・被保険者及び世帯主の令和6年中の総所得金額等が400万以下の世帯					
	(4) 所得の減少に対する減免 下記の条件のどちらにも該当する世帯 ・被保険者及び世帯主の令和7年中の予想総所得金額等が令和6					
	比べて70%以上減少する世帯	心心心门付业积 40。11410 十				
	・被保険者及び世帯主の令和6年中の総	診所得全類等が 400 万以下 <i>の</i>				
	帯	刘川在亚锐县47.400万0人				
	113					
	   <対象>					
	【9月5日以降に納期を迎える国民健康保険税】					
	・特別徴収…10月分~令和8年2月分					
・普通徴収…9月分(3期)~令和8年2月分(8期) ※既に納めている場合は還付となります。						
					冷风に削めしいる場合は取れてはりまり	
	<申請に必要な書類>	9 0				
		<sup>7</sup> °				

	・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)	
	<申請受付> 令和7年9月20日(土)~ 令和8年3月31日(火)	
	●対象者には、個別に申請書等を郵送します。	
活用できる方	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等により、居住する住宅又は家財に 被害を受けた牧之原市国民健康保険加入世帯	
お問い合わせ	国保年金課 23-0023	

制度の名称	国民健康保険の医療費の一部負担金減免等
支援の種類	減免
制度の内容	●災害などの特別な理由により収入が著しく減少し、医療費の自己負担分(一部負担金)の支払いが困難な場合に減免を受けられる場合があります。  <減免期間>
	令和7年9月5日(金)から12月31日(水)までの療養に係る一部負担金
	<申請に必要な書類(収入の減少)>   (1)
	(1)本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) (2)実収月額(収入から税や商売等に必要な経費を控除した額)がわか るもの
	(3)世帯主及び国民健康被保険者の預貯金額がわかるもの
	●国民健康保険被保険者が災害によって負った外傷(骨折、打撲、切り 傷等)に係る一部負担金を免除又は還付します。 <減免期間>
	<ul><li>一 令和7年9月5日(金)から12月31日(水)までの療養に係る一部負担金</li></ul>
	<申請に必要な書類(災害による外傷)>
	(1)本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
	(2)医師の診断書又は外傷を負ったことがわかる診療報酬明細書
	※公簿等で事実を確認できる場合は、添付を省略できます。 (3)医療機関等に支払った一部負担金の額が分かる領収書
活用できる方	●収入の減少に係る減免
	次の①③又は②③に該当する世帯
	①実収月額が標準生活費の 1.155 倍に相当する額以下の世帯は「免除」 ②実収月額が標準生活費の 1.155 倍を超え、1.2 倍以下の世帯は「減額」となります(国民健康保険税に滞納がある世帯は減免にはなりません)。
	※標準生活費:生活保護法第11条第1項第1号から第3号までに掲 げる扶助について同法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣 が定める基準の例により測定した当該世帯主等の需要の額の合計 額
	③世帯主等の預貯金の額の合計額が減免基準額の3箇月分
	●災害による外傷を負った国民健康保険被保険者 ※住家に半壊以上の損害を受けた国民健康保険被保険者には個別で案 内を送りしています。
お問い合わせ	国保年金課 2548-23-0023

制度の名称	後期高齢者医療保険料の減免			
支援の種類	減免			
制度の内容	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等により、下記の基準に該当される後期高齢者医療制度の被保険者は、9月5日以降に納期限が到来する令和7年度から令和8年度分までの12か月分の後期高齢者医療保険料の未納分について減免措置を受けることができます。保険料の減免基準、および保険料が減免される割合は、以下のとおりです。  (1)被保険者及び世帯主の所有する住宅その他の資産に損害を受けた			
	│ 場合 │ <軽減又は免除の割合	<b>&gt;</b> >		
	令和6年中の	•	損害割合	
	被保険者と世帯主 の合計所得金額の 合計	総価格の 100 分の 50 以上	総価格の 100 分の 30 以上 100 分の 50 未満	
	500 万円以下	全部	2分の1	
	500 万円を超え 750 万円以下	2分の1	4分の1	
	750 万円を超え 1,000 万円以下	4分の1	8分の1	
※住宅その他の資産…土地や建物のほか、生活に通常必要な電化家具、じゅう器、衣服、寝具等をいう。 ※合計所得金額…譲渡所得、一時所得、専従者給与及び専従者控用させず、非課税所得(障害年金、遺族年金、恩給、雇用保険のど)を含む。 ※資産の損害割合…住宅その他資産の損害賠償金等による補てん害割合により算定する。  (2)被保険者又は世帯主の所得が減少し、後期高齢者医療保険付が著しく困難であると認められる場合			除は適給付な	

#### <軽減又は免除の割合>

	令和7年の被保険者と世帯主の所得の減少割合			
令和6年中の 被保険者と世帯主 の合計所得金額の 合計	100分の70以 上	100分の50以上 100分の70未満	100分の30以上 100分の50未満	
100 万円以下	全部	全部	100 分の 80	
100 万円を超え	全部	100 分の 80	100 分の 60	

200 万円以下			
200 万円を超え 300 万円以下	100 分の 80	100 分の 60	100 分の 40
300 万円を超え 400 万円以下	100 分の 60	100 分の 40	100 分の 20

- ※納付が著しく困難…被保険者と世帯主の預貯金現金及び被保険者と世 帯主の予想合計所得金額の合計が500万円以下であること。
- ※合計所得金額…譲渡所得、一時所得、専従者給与及び専従者控除は適用させず、非課税所得(障害年金、遺族年金、恩給、雇用保険の給付など)を含む。
- ※所得の減少割合・・・被保険者と世帯主の令和7年の予想合計所得金額の合計の減少割合により算定する。

#### <申請書類>

- (1)(2)共通
  - 減免申請書
  - •調查同意書
  - ・前年中の所得がわかる書類(確定申告書や源泉徴収票など)(コピー 可)
  - ・保険金、損害賠償金等による補てん金額がわかる書類
  - ・(非課税所得がある場合)世帯主と世帯の被保険者全員の前年の非課 税所得の金額が分かるもの
  - ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
- (1) を申請される方は上記(1)(2) 共通書類に加え
  - ・災害状況等申告書(保険料の減免用)
  - ・罹災証明書(写しでも可)
  - ・資産価値の分かるもの(固定資産税納税通知書など)
  - ・家財の損害状況が分かるもの(写真など)
- (2) を申請される方は上記(1)(2) 共通書類に加え
  - ・収入状況等申告書(保険料の減免用)
  - ・令和7年の予想合計所得がわかるもの(給与明細書、年金支払通知書、営業収益がわかる帳簿など)
  - ・被保険者と世帯主の所有する申請時の預貯金現金額の全てがわかる もの(預貯金通帳(申請時点の記帳済のもの)など)
  - ・(事業の休廃止による所得の減少の場合)休廃止の分かるもの(公的機関への休業又は廃業の届出書の写しや、事業主の事業体廃止の申立の写しなど)
  - ・(世帯主が死亡、又は心身に重大な障がいを受けた、もしくは長期(3 か月以上)入院したことによる所得の減少の場合) そのことが分か

	るもの(身体障害者手帳、医療機関の領収書、診断書など)  <申請期限> 普通徴収…納期限の7日前まで 特別徴収…特別徴収対象年金の支払い日の7日前まで ※継続して令和8年度に後期高齢者医療保険料の減免を受ける場合 は、再度、申請が必要です。 ※令和7年度に後期高齢者医療保険料の減免を受けた方には、令和8 年度の後期高齢者医療保険料の減免申請をお知らせします。
活用できる方	令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等により、被保険者及び世帯主の所有する住宅その他の資産に損害を受けた又は所得が減少したことにより保険料の納付が困難な後期高齢者医療制度の被保険者
お問い合わせ	国保年金課 29:0548-23-0023

制度の名称	介護保険料の減免					
支援の種類	減免					
制度の内容	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等により、下記の基準に該当され					
	る牧之原市介護保険の加入者は、9月5日以降に納期限が到来する令					
	和7年度の介護保	験料の減免措	置を	受けるこ	とができます	一。令和7年
	度の介護保険料が	減免される割	合は、	以下の	とおりです。	
	被害の	)程度		減	額・免除措置	の割合
	死亡又は重篤な傷	<b>弱病を負った場</b>	合		全額	
	被害の程度	全壊	大規	模半壊	中規模半壊	半壊
	減免の割合	全額	25	うの 1	2分の1	2分の1
	※損害の程度・・・	罹災証明書の	被害種	呈度によ	り判定	
	災害により生計維	持者の事業収	入等な	が昨年度	と比較して10	0分の3以上
	減少した場合は以	下のとおりで	す。			
	減免の対象とな	前年の合計	上記得	<b>全</b> 婚	   免除又は軸	図述の割合
	る年度	HI TO CIT	177174	亚 识	元师人は特	生が吹くと言り口
	   令和 7 ~ 8 年度	200万円以下	であ	るとき	全	額
	节仰1 0 千茂	200万円を超えるとき		10分	0分の8	
	<ul> <li>マ令和7年度の対象&gt;         <ul> <li>【9月5日以降に納期を迎える介護保険料】</li> <li>・特別徴収…10月分~令和8年2月分</li> <li>・普通徴収…令和7年度4期分~6期分</li> <li>※令和8年度分まで対象となりますが、8年度に再度の申請が必要となります。</li> </ul> </li> <li>・減免申請書         <ul> <li>・事業収入減少が分かる書類(該当者のみ)</li> <li>・罹災証明(写しでも可)</li> </ul> </li> <li>・申請受付&gt;         令和7年9月20日(土)~令和8年3月31日(火)     </li> </ul>					
活用できる方	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻により、居住する住宅又は家財に 被害等を受けた65歳以上の介護保険被保険者					
お問い合わせ	長寿介護課 2548-23-0076					

制度の名称	介護保険サービス利用料の減免	į	
支援の種類	減免		
制度の内容	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等により、下記の基準に該当される		
	牧之原市介護保険の要支援	・要介護認定者は、10月以降に利用された介	
	護保険サービスに係る利用	料の減免措置を受けることができます。介護	
	保険サービス利用料が減免	される割合は、以下のとおりです。	
	損害を受けた割合※	減免される割合	
	3分の2以上	全額	
	3分の1以上	100分の97	
	※第1号被保険者及びその属	する世帯の生計を主として維持する者の住	
	宅、家財若しくはその他の則	対産が滅失し、又は著しく破損を受けた割合。	
	また、昨年度と比較して本	人又はその属する世帯の生計維持者の所得が	
	1/3 以上減少した世帯も対象	象となります。	
	<申請に必要な書類>		
	・減免申請書		
	・確定申告書類の写し(該当者のみ)		
	・罹災証明(写しでも可)		
	※その他申請に必要な書類はお問い合わせください。		
	〈対象〉		
	令和7年10月から令和8年3月までに利用した介護保険サービスの		
	金額が対象です。		
	<申請受付>		
	令和7年10月1日(水)~ 令和8年3月31日(火)		
活用できる方	令和7年9月5日の台風に伴う竜巻により、居住する住宅又は家財等に被 害等を受けた介護保険サービス利用者		
お問い合わせ	長寿介護課 2:0548-23-	-0076	

制度の名称	国民年金保険料の免除
支援の種類	減免
制度の内容	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等により、住宅、家財、その他の
	財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、
	ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が免除されます。
	※申請前に納付された保険料は免除されません。
	※免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、国保年金
	課(榛原庁舎2階)又は島田年金事務所へお問い合わせください。
	<申請に必要な書類>
	・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
	その他申請に必要な書類はお問い合わせください。
活用できる方	国民年金第1号被保険者で上記に該当する方
	H
お問い合わせ	国保年金課 23-0023

制度の名称	障害福祉サービス等の利用者負担金の減免
支援の種類	利用者負担額の免除
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス
	等に要する費用を負担することが困難である方に対し、利用者負担額
	を免除します。
活用できる方	●障害福祉サービス等受給者証を所持し、住家が全半壊の被害を受けた
	方 方
お問い合わせ	社会福祉課 23-0072

制度の名称	漏水に伴う水道料金の減免
支援の種類	減免
制度の内容	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等により漏水が発生し、平常時よ
	りも水道料金が増加した水栓を対象に水道料金の一部を免除します。
	<減免対象月>
	10 月請求分(8, 9月使用分)
	<減免内容>
	4~8月請求分の平均又は令和6年10月水道料金との差額を還付
	<申請方法>
	被災の状況により申請に必要な資料が異なりますので下記担当課まで お問い合わせください。
活用できる方	●申請対象の水栓が牧之原市給水区域内に設置されており(牧之原市に 水道料金をお支払いいただいている水栓)であり、市指定給水装置工
	事事業者により漏水を修理した方
	*吉田町給水区域内に設置されている水栓につきましては、吉田町上下
	水道課 <b>②</b> :0548-33-2127 までお問い合わせください。 減免の制度が異なる場合がございます。
お問い合わせ	水道課 23-0081

制度の名称	国税の特別措置
支援の種類	減免・猶予(延長・金利の引き下げ含む)
制度の内容	●申告などの期限の延長
	災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、
	その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されま
	す。これには、国税庁長官が申告・納付などの期限を延長する地域と期
	日を定めて告示することで、その告示の期日まで申告・納付などの期
	限が延長される場合(地域指定)と、所轄税務署長に申告・納付などの
	期限の延長を申請し、その承認を受けることにより延長される場合(個
	別指定)とがあります。
	●納税の猶予
	災害などにより被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、
	納税の猶予を受けることができます。
	●予定納税の減額
	所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署
	長に申請をすることにより、災害が発生した後に納期限の到来する予
	定納税について、減額を受けることができます。
	●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など
	災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署
	長に申請(一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申
	請)をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税及び復興
	特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。
	●所得税の軽減
	災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、
	1 所得税法に定める雑損控除の方法
	2 災害減免法に定める税金の軽減免除による方法
	のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部
	を軽減することができます。
活用できる方	●申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、
	納付などをすることができないと認められる方が対象です。
	●納税の猶予については、災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失
	を受けた方、災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に 納付することができないと認められる方など、一定の要件を満たす方
	が対象です。
	●予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害によ
	り損失を受け、その年の税額が前年より減少することが見込まれる方
	が対象です。
	●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予については、 ※実によるな家の実践の提案類がるのは家の実践の無額の1/2011に
	災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上 で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方な
	して、かり、その中方の所得金額の免債額が1,000万円以下である方なりが対象です。
	●雑損控除については、災害により生活に通常必要な資産に損害を受け
	た方、災害に関連してやむを得ない支出(災害関連支出)をした方が対
	象です。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除

	については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた
	年分の所得金額が 1,000 万円以下の方が対象です。
お問い合わせ	島田税務署 ☎:0547-37-3121

制度の名称	自動車税種別割の減免
支援の種類	減免
制度の内容	●この減免を受けるには、財務事務所への申請が必要です。まずはお電話にてお問い合わせください。 ●災害にあった自動車を修繕した場合
	〈概要〉 修理のためにかかった費用から、保険金、損害賠償金などを控除した 金額が、自動車税の年税額を超えた場合、自動車税種別割が概ね 50% 減免される場合があります。 〈減免額〉
	修理にかかった費用から、保険金、損害賠償金などを控除した金額が、 自動車税種別割の年税額を超えた場合に、年税額の50% 〈提出書類〉
	<ul><li>① 自動車税減免申請書</li><li>②「自動車補修の明細書の写し(分解整備定期点検簿の写し)(修理業者等が発行)」又は「自動車保険事故調査報告書(保険会社等が発行)」の写し</li></ul>
	③罹災証明書 ※発行されない場合は省略可 ※その他被災状況が確認できるもの(被災写真等)があれば可能な限
	り添付 ●災害によって自動車が使用不能となり、廃車した場合 〈概要〉
	災害があった翌月から、抹消(廃車)登録をした月までの自動車税種別 割が、月割りで減免されます。
	(注) この場合、減免を受けるには、その自動車が解体されたうえで、 抹消登録(道路運送車両法第 15 条及び第 16 条(当該自動車を解 体処理した場合に限る。)による永久抹消登録) することが必要で す。
	<減免額> 災害があった翌月から、抹消(廃車)登録をした月までの月割税額 <提出書類>
	①自動車税減免申請書 ②抹消登録を確認できる書類の写し ③罹災証明書
	※発行されない場合は省略可
活用できる方	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等により、自動車に被害を受けられた方
お問い合わせ	藤枝財務事務所 課税課 課税第1班 2054-644-9122

制度の名称	(軽)自動車税環境性能割の減免
支援の種類	減免
制度の内容	●この減免を受けるには、財務事務所(自動車税分室)への申請が必要です。まずはお電話にてお問い合わせください。
	●減免の対象 災害により自動車が使用不能になった者が代替自動車を取得した場合、代替自動車の自動車税環境性能割又は軽自動車税環境性能割の全額
	<減免の条件> 災害のやんだ日から3か月以内に、 ・被災した自動車の永久抹消登録(永久抹消できない場合は解体) ・代替自動車(※)の取得 ・(軽)自動車税環境性能割減免申請書の提出 の全てが行われていること(順番は問わない)
	(※) 代替自動車は、被災自動車と同一車種別番号かつ同一用途区分の 自動車であること(被災自動車よりも小型の自動車も可)。 また、被災自動車と同一名義であること(所有権留保の場合は「使 用者」が同一であること)。
	<ul> <li>(主な必要書類&gt;</li> <li>①(軽)自動車税環境性能割減免申請書</li> <li>②被災自動車の永久抹消登録又は解体が確認できる書類</li> <li>③「罹災証明書」又は「被災届出証明書」</li> <li>→証明書が発行されない場合は、保険会社の調査報告書や、被災自動車の被災後の写真(車のナンバーが写っているもの)</li> <li>④ 取得した代替自動車の自動車検査証</li> </ul>
活用できる方	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等の被害を受け、買い替えをされ た方
お問い合わせ	<ul> <li>●取得予定の自動車のナンバーを管轄する県税窓口</li> <li>・静岡:静岡財務事務所自動車税分室</li> <li>・浜松:浜松財務事務所自動車税分室</li> <li>・沼津、伊豆、富士山:沼津財務事務所自動車税分室</li> <li>・沼津、伊豆、富士山:沼津財務事務所自動車税分室</li> </ul>

制度の名称	マイナンバーカード等の再交付手数料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等によりマイナンバーカードを紛
	失等した場合は、無料でカードの再交付の申請を行うことができます。
	【申請場所】
	市民課(榛原庁舎2階、相良庁舎1階①番窓口)
	【対象のお手続き】
	マイナンバーカード及び電子証明書の再交付手続き
活用できる方	●令和7年9月5日以前に、マイナンバーカードを受け取られている方
	で、罹災証明書又は被災届出証明書の交付を受けられた方
お問い合わせ	市民課 23-0021

制度の名称	住民票等の交付手数料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等で被災された方を対象に、次の
	とおり証明書等の交付手数料を免除します。
	【対象となる手続き】
	(1)印鑑登録証明書の交付
	(2)印鑑登録証の再交付
	(令和7年9月5日以前に印鑑登録をされていた方に限る)
	(3)戸籍(除籍)謄本・抄本の交付
	(4)住民票(除票)の写し・住民票(除票)記載事項証明書の交付
	(広域交付住民票は対象外)
	(5)戸籍附票(除票)の写しの交付
	【申請場所】
	市民課(榛原庁舎2階、相良庁舎1階①番窓口)
	【手続き方法】
	窓口で請求される際、以下の書類を提示してください。
	(1)罹災証明書又は被災届出証明書
	(2)本人確認ができるもの
	(3)令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等に関連する手続きとして、
	公的機関等に提出することが確認できる書類
	※印鑑登録証の再交付では、登録する印鑑と写真付きの身分証明書を
	お持ちください。また、再交付には数日要する場合があります。
	※代理人が来られる場合は、委任状が必要となります。
	※コンビニ交付サービスでは、交付手数料は免除されません。
活用できる方	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等に関連し、公的機関(国又は地
	方公共団体)への手続き、損害保険の請求等に証明書を使用される場
より目し、人よった	合で罹災証明書又は被災届出証明書の交付を受けられた方
お問い合わせ	市民課 2548-23-0021

制度の名称	税証明書の手数料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	●罹災証明書又は被災届出証明書の交付を受けられた方で、災害に関連 し、公的機関(国又は地方公共団体)の手続きに使用される場合には、 以下の証明書の交付手数料を免除します。
	【対象となる税証明書】 ・所得証明書 ・課税証明書 ・非課税証明書 ・住民税決定証明書 ・納税証明書 ・納税証明書 ・評価証明書 ・公課証明書 ・ご職事項証明書 ・宣産所有証明書 ・住宅家屋証明書 ・「佐宅家屋証明書 ・所在証明書 ・選業証明書 ・選業証明書 ・課税台帳(名寄)閲覧
	【証明書の交付窓口】 ・市役所榛原庁舎 2階市民課 ・市役所相良庁舎 1階市民課①番窓口  ※手数料の免除申請には、罹災証明書又は被災届出証明書と公的機関に提出することがわかる書類の提示が必要です。  ※所得証明書、課税証明書、非課税証明書、住民税決定証明書、納税証明書、評価証明書、公課証明書、記載事項証明書、資産所有証明書、住宅家屋証明書、課税台帳(名寄)閲覧については、同一世帯以外の方が来庁される場合は、委任状が必要になります。また、所在証明書、営業証明書については、法人代表者および関係者、自動車販売業者以外の方が来庁される場合は、委任状が必要になります。
活用できる方	※コンビニ交付サービスでは、交付手数料は免除されません。
	●罹災証明書又は被災届出証明書の交付を受けられた方 
お問い合わせ	税務課 ②: 0548-23-0022

制度の名称	NHK受信料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	●災害救助法が適用された区域内において、次のとおり放送受信料が全
	額免除されます。
	<災害救助法が適用されている区域>
	牧之原市全域
	<免除の対象>
	半壊又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約
	<免除期間> <b>四</b> 原治 <b>四</b>
	令和7年9月から令和7年10月まで(2か月間)
	<申請の手続き> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	オンライン又は郵送のいずれかの方法
	NHKの下記ホームページに掲載
	https://www.nhk-cs.jp/contract/exemption/menjo-info/saigai-
	menjo-shinsei/
	※郵送の場合
	・放送受信料免除申請書(NHKホームページに掲載)
	・罹災証明書の写し
	• 送付先
	〒422-8787 静岡市駿河区八幡1丁目6-1
	NHK静岡放送局 経営管理企画センター宛
活用できる方	●放送受信契約をされている上記の対象に該当する方
お問い合わせ	NHK静岡放送局 経営管理企画センター 営業グループ
	<b>2</b> : 054-654-5200

制度の名称	大規模災害による旅券手数料の減免
支援の種類	減免
制度の内容	●災害救助法が適用された市町村に住民票を有していた方で、被災され
	た方について旅券の発給手数料が減免される場合があります。なお、
	減免期間は、災害救助法適用日から原則1年(令和8年9月4日まで)
	です。
	【申請場所】
	市民課(相良庁舎1階①番窓口)
	【手続き方法】
	窓口で請求される際、以下の書類をお持ちください。
	(1)罹災証明書
	(2)災害発生時の居住地を証明する書類:住民票の写し又は戸籍の
	附票
	※牧之原市で発行する住民票の写し又は戸籍の附票については無料
	です。ただし、コンビニ交付は対象外ですのでご注意ください。
	(3)その他、通常の申請に必要な発給申請書等関係書類、写真(旅券
	用)
	※電子申請は対象外です。
	※減免申請は1回限りの申請となります。
活用できる方	●次の要件を共に満たす方
	(1)被災当時に災害救助法適用市町村に住民票を有していた方又は被災 当時に被災地に住民票を有していた方で申請時に静岡県内に居住し
	当時に依及地に住民宗を有していた力で申請時に静岡県内に居住し   ている方
	(2)全壊、半壊の被害を受けた方
	※準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)は対象外です。
お問い合わせ	市民課相良窓口係 2548-53-2604
	静岡県旅券室 <b>2</b> :054-221-3755
	□ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

制度の名称	紛失、汚損又は破損した図書館資料の弁償免除		
支援の種類	免除		
制度の内容	●牧之原市立図書館の利用者で、自然災害等により、令和7年9月5日		
	より以前に借りた資料(書籍)を紛失、汚損又は破損した場合、申請		
	により牧之原市立図書館条例施行規則第6条の規定に基づく資料の弁		
	償を免除することができる場合があります。		
	【申請場所】		
	文化の森図書館いろ葉又は図書交流館いこっと		
	【手続方法】		
	申請される際、次の物をお持ちください。		
	(1)利用者カード		
	(2)罹災証明書		
	(3)汚損又は破損した資料(書籍)		
活用できる方	●次の要件を共に満たす方		
	(1)罹災証明が交付されている牧之原市立図書館の利用者		
	(2)令和7年9月5日以前に借りた牧之原市立図書館が所蔵する資料		
	(書籍)で、自然災害等により紛失、汚損又は破損した場合		
お問い合わせ	文化の森図書館いろ葉  ②: 0548-23-0094		

制度の名称	災害復興住宅融資(建設)	)		
支援の種類	貸付(融資)			
制度の内容	<ul> <li>●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅の建設や宅地の整備(液状化対策等を含む)の費用に充てるために利用できる融資です。</li> <li>●融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はありません。</li> <li>※店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要です。</li> <li>●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。</li> <li>●融資の限度額・返済期間は下表のとおりです。</li> </ul>			
		融資限度額(※1)	返済期間(※2)	
	土地取得資金なし	4,500 万円		
	土地取得資金あり	5,500 万円	- 35 年	
	となります。 ※2 高齢者向け返済特( 務者を含む) 全員が 間は設定できません  ●この融資は、融資の日 置期間を設定すると返 (注) その他詳細につい	(建物と土地の合計額) ( 例を利用した場合の返済 がお亡くなりになるまで ん。	のいずれか低い額が上限 期間は、申込人(連帯債 です。なお、元金据置期 居置期間を設定でき、据 ができます。 金融支援機構ホームペー	
活用できる方	る方で、住宅が「全壊		りための住宅を建設され 模半壊」又は「半壊」し 象です。	
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支		. , ,	
	カスタマーセンター (災	(害専用ダイヤル)		
	☎:0120-086-353 (i	<b>通話無料</b> )		

制度の名称	災害復興住宅融資(購入)		
支援の種類	貸付 (融資)		
制度の内容	●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団		
	体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を購入する費用に		
	充てるために利用できる融資です。		
	●融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はありません。		
	※店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以		
	上必要です。		
	●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定		
	める基準を満たすことが必要です。		
	●融資の限度額・返済期間は下表のとおりです。		
	融資限度額(※1) 返済期間(※2)		
	5,500 万円 35 年		
	※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構		
	による担保評価額(建物と土地の合計額)のいずれか低い額が上限		
	となります。		
	※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人(連帯債		
	務者を含む)全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期		
	間は設定できません。		
	●この融資は、融資の日から最長3年間の元金据置期間を設定でき、据		
	置期間を設定すると返済期間を延長することができます。		
	(注)その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームペ		
	ージ(www.jhf.go.jp)又は下記のお問い合せ先にご確認ください。		
活用できる方	●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を購入され		
	る方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」し		
より出し、人よった	た旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。		
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構		
	カスタマーセンター (災害専用ダイヤル)		
	■:0120-086-353 (通話無料)		

制度の名称	災害復興住宅融資(補修)		
支援の種類	貸付(融資)		
制度の内容	●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅の補修や宅地の整		
	体がら「惟灰証明書」を父刊されている方が、任宅の補修や宅地の釜		
	●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定		
	める基準を満たすことが必要です。		
	●融資の限度額・返済期間は下表のとおりです。		
	融資限度額(※1) 返済期間(※2)		
	2,500万円 35年		
	│   ※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構 │		
	による担保評価額(建物と土地の合計額)のいずれか低い額が上限		
	となります。		
	※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人(連帯債		
	務者を含む)全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期		
	間は設定できません。		
	●この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定でき、据置期		
	間を設定すると返済期間を延長することが出来ます。		
	(注) その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームペ		
	ージ (www.jhf.go.jp) 又は下記のお問い合わせ先にご確認くださ		
	V V <sub>o</sub>		
活用できる方	●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を補修される方で、「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。		
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構		
MOIM MAY	カスタマーセンター(災害専用ダイヤル)		
	<b>2</b> : 0120-086-353 (通話無料)		

制度の名称	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更
支援の種類	減免・猶予 (延長・金利の引き下げ含む)
制度の内容	●地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被
	災者(旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。)に
	対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。
	●概要は次のとおりです。
	1 返済金の払込みの猶予:被災の程度に応じて、1~3年間
	2 払込猶予期間中の金利の引下げ:被災の程度に応じて、0.5~1.5%
	の金利引下げ(ただし、引下げ後の金利が0%を下回る場合は0.01%
	までの引下げ)
	※フラット35 (買取型)の場合は0.5%引き下げた金利
	3 返済期間の延長:被災の程度に応じて、1~3年
	※支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己
	資金額等を加味した「罹災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅
	金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談ください。
	※(参考)住宅金融支援機構ホームページ(www.jhf.go.jp)
活用できる方	●以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる。
	る見込みの方が対象です。 1 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方
	1 融資に七寺が預音を支げ、その後旧に相当の資用が必要な力
	3 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著
	しく収入が減少した方
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構
	カスタマーセンター(災害専用ダイヤル)
	☎:0120-086-353 (通話無料)

制度の名称	生活福祉資金制度	[による貸付(福祉費(住宅補修費))	
支援の種類	貸付(融資)		
制度の内容	●災害により被害	Fを受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経	
	費を貸し付けま	: <b>†</b> .	
	●貸付限度額等は	次のとおりです。	
	貸付限度額	250 万円(目安)	
	貸付利率	連帯保証人を立てた場合:無利子	
		連帯保証人を立てない場合:年1.5%	
	据置期間	貸付けの日から6月以内	
	償還期間 据置期間経過後7年以内(目安)		
	●なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期		
	間の拡大などの特例措置を実施することがあります。		
	●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産		
	担保型生活資金があります。詳しくは、都道府県社会福祉協議会又は		
	お住まいの地域	でででは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	
活用できる方	●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯		
	●災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は		
1×88× A 1 ×1	適用除外	14-24 A	
お問い合わせ		-協議会 2 : 0548-52-3500	
	静岡県社会福祉協	荔議会 254-254-5244	

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金
支援の種類	貸付(融資)
制度の内容	●母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経
	済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもので
	す。
	●災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償
	還金の支払猶予などの特例措置を講じます。
活用できる方	●母子福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象です。)
	1 母子家庭の母(配偶者のない女子で現に児童を扶養している方)
	2 母子・父子福祉団体(法人)
	3 父母のいない児童(20 歳未満) <b>●</b> (2.7 変わりない児童(20 歳未満)
	●父子福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象です。)
	1 父子家庭の父(配偶者のない男子で現に児童を扶養している方)
	2 母子・父子福祉団体(法人)   3 父母のいない児童(20 歳未満)
	3 文母のいない児童(20 歳未価)  ●寡婦福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象です。)
	<ul><li>■ 募婦価性負金(以下のびりずしがに該当りる力が対象です。)</li><li>1 寡婦(かつて母子家庭の母であった方)</li></ul>
	1 <i>暴帰()。</i> フと母子家庭の母とめらたカテ   2 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以
	外の方
お問い合わせ	子ども子育て課 20548-23-0071

制度の名称	賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)
支援の種類	現物貸与
制度の内容	●住宅が被災により一定の被害を受け、そのままの状態では住むことができない場合で、自らの資力で住居を確保することができない被災者に対して、災害救助法に基づき民間賃貸住宅を無償で提供する制度です。
	<条件>         賃貸する物件の家賃が1か月当たり次の額以下であること         1人世帯       5.0万円以下         2人世帯       7.0万円以下         3人~4人世帯       7.5万円以下         5人以上の世帯       11.0万円以下
	< 入居期間 > 最長 2 年間
	※賃貸物件は、入居希望者ご自身で探していただきます。 ※駐車場代、光熱水費、自治会費等は入居者の負担となります。 ※既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方へ 9月5日(災害救助法適用日)以降、既に個人で契約して入居している 場合でも、入居者の要件と借上げ住宅の条件等を満たし、貸主の同意 が得られる場合は、県、貸主、入居者が三者契約を締結することで、入 居日に遡って本事業(賃貸型応急住宅)の対象になります。(保険は遡 及できません)
活用できる方	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等により、牧之原市在住の被災者において、住まいが全壊・半壊(自宅に居住できない人に限る)した人又は道路・電気・ガス・水道等設備復旧に長期間の見込みがある方
お問い合わせ	都市住宅課 20548-53-2633

制度の名称	公営住宅への入居		
支援の種類	現物支給・現物貸与		
制度の内容	●低所得の被災者の方は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入		
	居することができます。		
	●公営住宅の家賃は収入に応じて設定されますが、必要があると認めら		
	れる場合は、一定期間、家賃が減免されることがあります。		
活用できる方	●以下の要件を満たす方が対象です。		
	住宅困窮要件:災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していること		
	が明らかな方		
	※公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備す		
	る地方公共団体(都道府県、市町村)で別に定める場合があります。		
お問い合わせ	県営住宅:静岡県公営住宅課 <b>2</b> :054-221-3085		
	市営住宅: 牧之原市都市住宅課 25:0548-53-2633		

制度の名称	障害物の除去
支援の種類	現物支給
制度の内容	●災害救助法に基づき、災害によって、土石、竹木等の障害物が住家又
	はその周辺に運び込まれ、日常生活を営むのに支障をきたしている方に
	対して、障害物を除去します。
	●障害物の除去は、都道府県又は市町村が業者等に委託して実施します。
	●障害物の除去の費用は、市町村内において行った1世帯当たりの平均
	が14万3,900円以内(令和7年4月基準)です。ただし、この費用
	の範囲内で対応できない場合は、事前に都道府県から国へ協議を行うこ
	とができます。
	※詳細については、内閣府のホームページをご確認ください。
	(https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujo_c11.pdf)
活用できる方	●居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運
	びこまれているため一時的に居住できない状態にあって、自らの資力
	では当該障害物を除去できない方が対象です。なお、原則として敷地
	内については、住家への出入口等で日常生活に支障をきたすもの、放
	置しておくことが居住者等の生命に危険を及ぼす可能性のあるものを
	除去する場合も対象となります。
	●雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家が倒壊するお スカガキス # 今についても # 免しなります
Joseph v A. L. M	それがある場合についても対象となります。
お問い合わせ	都市住宅課 2548-53-2633

制度の名称	公費解体制度		
支援の種類	サービス等		
制度の内容	●9月5日の台風に伴う竜巻等にる	より損壊した被災	災家屋等を、所有者の
	申請に基づき、市が所有者に代わって解体・撤去等を行う制度です。		
	なお、この制度は、あくまでも建物すべての解体を対象としており、リ		
	フォームに伴う解体や、屋根・外壁など建物の一部を解体する場合は		
	対象外となります。		
	●対象となる家屋・撤去物		
	個人又は中小企業者及びこれに	準ずる公益法人	.等*が所有し、次に該
	当するもの。		
	・罹災証明書で被害判定を受けて	いる住家やアバ	ペート
	・市の調査により被害状況が判定	ぎされている又に	は生活環境保全上、解
	体・撤去が必要と認められる事	務所や工場、倉	庫、店舗、ビニールハ
	ウス等		
	*建物の基礎部分や建物に付属する浄化槽・ ります。また、建物と隣接する倉庫等の類		
	*ここでいう中小企業者とは、中小企業基本	本法第2条に規定する	企業で、本制度の要件に該当
	する企業者です(要件は、環境課へお尋り 教法人、医療法人、一般社団法人などです。		金法人等とは、字校法人、宗
	●被害判定別の市の実施対象項目		
	罹災証明書等の被害の判定に応し	じて、市の実施す	る項目が異なります。
		建物の解体	廃棄物の運搬・処分
	△梅	<b></b> 社色	(災害ごみ仮置場への搬入が前提)
	全壊	対象 	対象
	大規模半壊・中規模半壊・半壊 *廃棄物を災害ごみ仮置場へ搬入することに	対象外 市が廃棄物を	対象 対象 かんします
	*上表に記載されていない被害判定について		
	●自費解体制度		
	すでに家屋の解体・撤去等を実施		
	還(お支払い)できる場合があり	ります。詳しくん	は、環境課へお尋ねく
	ださい。		
活用できる方	●令和7年9月5日の台風に伴う前	置巻等で、住家等	等に一定の被害判定を
) - HH - A - 2 - 2	受けた方		
お問い合わせ	●申請や自費解体制度に関すること	_	: 0548-53-2609
	●解体工事や廃棄物の運搬に関する		
	公園公共建築課 <b>2</b> : 0548-53-2		
	●ビニールハウス等の農業関連施設		:
	お茶特産課 2548-53-2	2621	

制度の名称	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理(ブルーシートの展張)
支援の種類	現物支給
制度の内容	●災害救助法に基づき、住宅の屋根、外壁、建具(窓や玄関)等に損傷が
	あり、ひとたび雨が降れば浸水を免れない世帯でかつ自治体から準半壊
	以上(相当)と判断された世帯に対して支援します(災害発生日から1
	か月以内)。
	※住家が対象となります。物置、倉庫や駐車場等は対象となりません。
	●緊急の修理は、市町村が業者に委託して実施します。
	●緊急の修理として支援できる限度額は令和7年4月基準において1世
	帯あたり、5万3,900円となります。
	※詳細については、内閣府のホームページをご確認ください。
活用できる方	●災害救助法が適用された市町村において、住宅の屋根、外壁、建具(窓
	や玄関)等に損傷があり、ひとたび雨が降れば浸水を免れない世帯で
	かつ自治体から準半壊以上(相当)と判断された方
	※「準半壊以上(相当)」の判断は、自治体職員による現場確認又は被害
	を受けた方が持参した写真で判断します。
お問い合わせ	都市住宅課 2548-53-2633

制度の名称	住宅の応急修理	
支援の種類	現物支給	
制度の内容	●日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで元の住家	
	に引き続き住めるようにすること等	を目的としたもので、応急修理に
	掛かる費用 (限度額内の修理費用)	を被災者に代わって牧之原市が支
	払う制度です。(災害発生日から6か	月以内)。
	<修理の範囲>	
	居室、炊事場、便所等日常生活に必要	な最小限度の部分であって、緊急
	に応急修理をすることが必要な部位でつ	す。
	<費用の限度額>	
	被害認定	限度額
	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊	一世帯あたり 最大73万9千円
	準半壊	一世帯あたり 最大35万8千円
	<必要書類>	
	・災害救助法の住宅の応急修理申込書	(様式第1号)
	・資力に関する申出書(様式第2号)	
	・修理見積書 (様式第3号)	
	・罹災証明書(写)	
	・施工前の被害状況がわかる写真	
活用できる方	●罹災証明の区分で「全壊」、「大規模等	半壊」、「中規模半壊」、 「半壊」、
	「準半壊」と記載されている住宅	
お問い合わせ	都市住宅課 2548-53-2633	

制度の名称	農地利用効率化等支援交付金
支援の種類	補助金
制度の内容	●被災した農業用機械等の修繕・再取得等を支援します。
	<補助金>
	2,000 万円を補助対象の上限額として最大 1,200 万円を支援。
	<事前着工>
	台風 15 号で被災された日(9月5日)以降の取組(着工)であれば、
	本事業の計画承認等の手続前の取組でも対象となります。
	<準備品>
	① 機械等の被害状況、作業を行った者、日付、費用の額が分かる書類
	や写真
	② 作業を外注した際の発注書、納品書、請求書、領収書などの書類
活用できる方	●地域計画の目標地図に位置付けられた方、位置づけられるのが確実な
	方で
	・事業費が「50万円以上」となる方
	・耐用年数がおおむね「5年以上 20 年以下」の機械等が被災された方
お問い合わせ	お茶特産課 20548-53-2621

制度の名称	株式会社日本政策金融公庫による資金貸付
支援の種類	融資
制度の内容	●株式会社日本政策金融公庫では、災害により被害を受けた農林漁業者
	等に対する各種の資金貸付を行っています。
	・農林漁業セーフティネット資金(災害):
	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金を融資します。
	•農林漁業施設資金(災害復旧施設):
	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金を融資しま
	す。
	●上記のほかにも農林漁業者等に対する資金貸付がございます。各種貸
	付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫にご確認くださ
	V ) <sub>o</sub>
活用できる方	●農林漁業者等
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫静岡支店 農林水産事業 2054-205-6070
	株式会社日本政策金融公庫 🗃:0120-154-505

制度の名称	臨時まきサポ相談会
支援の種類	相談窓口
制度の内容	●中小企業向け金融支援・融資、税制上の特例、復旧・再建に向けた補
	助金・助成金等、今後の経営の困りごとについて、中小企業診断士等
	の先生方が伺います。
	●毎月下旬の開催を予定
	・日時、会場等は、Line・HPにてお知らせします。
活用できる方	●災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者
お問い合わせ	商工企業課 20548-53-2647

制度の名称	災害相談窓口の設置
支援の種類	相談窓口
制度の内容	●静岡県政策金融公庫 静岡支店 中小企業事業 2 054-254-3631
	国民生活事業 25 057-004-9824
	●静岡県商工中金 静岡支店 ☎ 054-254-4131
	●静岡県信用保証協会 ② 0120-783-507
	●静岡県商工会連合会 <b>255-8080</b>
	●静岡県中小企業団体中央会 254-254-1511
	●静岡県よろず支援拠点 253-5117
活用できる方	●災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者
お問い合わせ	中小企業庁 経営安定対策室 203-3501-1511

制度の名称	小規模事業者経営改善資金(マル経融資)
支援の種類	貸付(融資)
制度の内容	●小規模事業者経営改善資金(通称:マル経融資)は、商工会・県商工会
	連合会(以下「商工会議所等」という。)の実施する経営指導を受ける
	小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資
	を行う制度です。
	●貸付限度額 2,000 万円
	※金利については、下記お問い合わせ先にご確認ください。
活用できる方	●以下の1及び2の要件を満たす方
	1 小規模事業者
	常時使用する従業員が 20 人以下(商業・サービス業(宿泊業・娯楽
	業を除く)の場合は5人以下)の法人・個人事業主
	2 商工会の経営指導を受けているなどの要件を満たしている方
お問い合わせ	牧之原市商工会 2 : 0548-52-0640

制度の名称	中小企業向け県制度融資「中小企業災害対策」の実施
支援の種類	貸付(融資)及び信用保証
制度の内容	●融資対象:台風等により、直接被害又は間接被害を受けた中小企業・
	小規模事業者を対象に実施します。
	直接被害(建物、設備、備品、商品に実被害を受けたもの)
	間接被害(停電・断水等の影響で1か月間の売上が前年同月比で
	10%以上減少した又は減少する見込みのもの)
	・資金使途:災害復興に必要な設備資金、運転資金
	・融資限度額:5,000 万円
	・融資利率:県利子補給 0.47% (県利子補給後 SN 保証 4 号)1.5%
	・融資期間:最長10年間(据置1年)
	・信用保証料:直接被害 (SN 保証 4 号 0.0%)
	間接被害 (SN 保証 4 号 0.6%)
	●SN4号は、近日告示予定。
	●詳細は、各機関にご確認ください。
活用できる方	●県内で6か月以上継続して同一事業を営む中小事業者、組合
お問い合わせ	静岡県経済産業部商工金融課 <b>☎</b> :054-221-2513

制度の名称	災害復旧貸付等の	の実施	
支援の種類	貸付 (融資)		
制度の内容	●令和7年台風15号等により被害・影響を受けた中小企業・小規模事業		
	者を対象に、	日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は	
	設備資金を融資	資する災害復旧貸付等を実施します。	
	●日本政策金融2	公庫の災害復旧貸付の貸付限度額等は次のとおりです。	
	【国民生活事業】		
	貸付限度額	各貸付制度の貸付限度額に上乗せ3千万円	
	償還期間	【特別貸付を適用した場合】	
		適用する各貸付制度の貸付期間に準じる	
		【一般貸付を適用した場合】	
		10 年以内(うち据置期間2年以内)	
	【中小企業事業】	【中小企業事業】	
	貸付限度額	1億5千万円以内(別枠)	
	償還期間	15 年以内(うち据置期間2年以内)	
	●詳細は、各機関	関にご確認ください。	
活用できる方	●中小企業・小規	見模事業者等	
お問い合わせ	株式会社 日本政	策金融公庫 29:0120-154-505	
	静岡県政策金融会	公庫 静岡支店 中小企業事業 쭽 054-254-3631	
		国民生活事業 257-004-9824	

制度の名称	セーフティネット保証4号の適用
支援の種類	信用保証
制度の内容	●令和7年台風15号に伴う災害により、経営の安定に支障が生じている
	中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の
	保証限度額とは別枠で保証を行います。
	●融資額の全額を保証(100%)、保証料率は信用保証協会所定(概ね1.0%
	以内)
	●無担保8千万円、最大で2億8千万円まで一般保証とは別枠で利用で
	きます。
活用できる方	●下記の(1)に該当し、かつ、(2)~(4)のいずれかに該当する事
	業者(間接的な被害を受けた方も含む)
	(1)指定地域(災害救助法適用又は都道府県から指定の要請があって、
	国が認めた地域)において事業を行っていること。
	(2)災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として 最近1か月の売上高等が前年同月に比して 20%以上減少しており、
	かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して
	20%以上減少することが見込まれること。(売上高等の減少につい
	て、市区町村長の認定が必要)
	(3)事業開始後1年1か月を経過していない等の事業者であって、指
	定を受けた災害の発生する前に売上高等を有している場合、原則と
	して最近1か月の売上高等が災害の発生する直前の3か月間の月平
	均売上高等に比して 20%以上減少しており、かつ、その後 2 か月を 含む 3 か月間の売上高等が災害の発生する直前の 3 か月間の売上高
	等に比して 20%以上減少することが見込まれること。(売上高等の
	減少について、市区町村長の認定が必要)
	(4)事業開始後1年1か月を経過していない等の事業者であって、指
	定を受けた災害の発生する前に売上高等を有していない場合、原則
	として最近1か月の売上高等が災害の発生した以後3か月間の月平
	均売上高等に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を
	含む3か月間の売上高等が災害の発生した以後3か月間の売上高等   に比して 20%以上減少することが見込まれること。(売上高等の減
	に比して 20%以上減少りることが見込まれること。(元上尚寺の阀   少について、市区町村長の認定が必要)
お問い合わせ	静岡県信用保証協会 <b>愛</b> : 0120-783-507

制度の名称	中小企業基盤整備機構による「小規模企業共済災害時貸付」の適用
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	(1)貸付限度額:原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応
	じて7割~9割を乗じて得た額(50万円以上で5万
	円の倍数となる額)と 1,000 万円のいずれか少ない
	額
	(2)貸付利率:年0.9%(令和7年9月5日現在)
	(3)貸付期間:貸付金額 500 万円以下 36 か月
	505 万円以上 60 か月
	(4) 償還方法:6か月ごとの元金均等割賦償還
	(5)担保、保証人:不要
	(6)借入窓口:商工組合中央金庫本店・支店
活用できる方	●小規模企業共済制度へ加入後、貸付資格判定時(4月末日及び10月末日)までに、12か月以上の掛金を納付している共済契約者(ただし、貸付限度額が50万円以上)であって、災害救助法の適用される災害の被災区域内に事業所(※1)を有し、かつ、当該災害の影響により次の(1)又は(2)の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。(1)被災区域内にある事業所又はその契約者事業の主要な資産(※1)について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。(2)当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高(※1)が前年同月に比して減少することが見込まれること。(※1)共済契約者が共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主の事業に関するもの、共済契約者が会社等の役員の場合はその会社等の事業に関するものとなります。
お問い合わせ	中小企業基盤整備機構共済相談室 2050-5541-7171

## 相談窓口名

## こころの健康相談

相談内容、概要 お問い合わせ等

●こころの健康についての相談を受け付けています。

市の専門職(保健師、臨床心理士等)が、健康状態や困りごとなどの相談に応じます。(面談・自宅訪問等)

相談時間:午前8時15分から午後5時

主 催:健康推進課 23-0024

●静岡県うちあけダイヤル(LINE 相談):

相談時間:24時間対応

対 象: 県内在住の39歳以下の若者

主 催:静岡県

LINE

●チャイルドライン

相談時間:毎日午後4時から午後9時 チャッ

対 象:18歳までの子ども

主 催:NPO法人チャイルドライン支援センター



●よりそいホットライン

「よりそいホットライン」は、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人が、いつでもどこでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるための拠り所として、24 時間 365 日、無料電話によって、相談者のどんな相談にも寄り添い、一緒に解決する方法を探します。

主催:一般社団法人 社会的包括サポートセンター

※よりそいホットラインホームページ

相談窓口名	法的トラブル解決のための総合案内所(法テラス)
相談内容、概	●全国の日本司法支援センター(法テラス)地方事務所や全国統一窓口
要等	である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電
	話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブ
	ルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内しています。
お問い合わせ	●法テラス・サポートダイヤル 2 : 0570-078374 おなやみなし
	(IP電話からは 03-6745-5600)
	●法テラスホームページ https://www.houterasu.or.jp/
	●法テラス静岡法律事務所 2 : 050-3383-5400
	(IP電話からは 050-3383-5404)
	https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho-
	shizuokalawaccess.html
	(PC・スマートフォン)

制度の名称	NHKふれあいセンター
支援の種類	サービス
制度の内容	・放送受信料に関するお問い合わせ
	・災害免除に関するお問い合わせ
	・住所変更等のご連絡
	<nhkお問合せページ></nhkお問合せページ>
	https://www.nhk.or.jp/css/
活用できる方	窓口にお問合せください。
お問い合わせ	●受付時間 9:00-18:00(年末年始を除く)
	<災害免除に関するお問い合わせ>
	☎:054-654-5200(月~金 10:00~17:00)
	IP 電話等によりご利用になれない場合  ☎:050−3786−5003
	<住所変更等のご連絡>
	<b>≅</b> : 0120−151515
	IP 電話等によりご利用になれない場合  ☎:050-3786-5003
	<nhkのテレビ、ラジオなど受信に関する技術的なお問い合わせ></nhkのテレビ、ラジオなど受信に関する技術的なお問い合わせ>
	<b>≅</b> : 0570−003434
	IP 電話等によりご利用になれない場合  2050-3786-5005

制度の名称	消費生活相談
支援の種類	サービス
制度の内容	●消費者トラブルでお困りの方、専門の相談員が解決の方法を一緒に考
	えます。
お問い合わせ	牧之原市市民相談センター 23-0088
	消費者ホットライン 🖀:188 (局番なし)